

令和7年第3回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年9月16日（火）

○三浦充博議員（登壇）

通告に基づいて、3項目質問いたします。

まず1つ目の項目は、廃食用油の資源化による持続可能な航空燃料、S A Fへの活用についてであります。

近年、持続可能な航空燃料、通称S A Fへの関心が急速に高まっています。日本政府は2030年に航空燃料の10%をS A Fに置き換えるという目標を明確にしました。

S A Fは廃食用油などを原料とし、従来の航空燃料に比べ、最大8割のC O₂を削減できるとされています。世界中で導入が加速していますが、国内でも複数の精油企業が量産体制を構築し、一方で各地の空港では既に将来的な利用が視野に入ってきています。

S A Fの主要な原料の1つである廃食用油は、全国の自治体やあるいは商業施設においても回収を進めているところがあります。例えば、大阪府内のイオンモールでは家庭からの油を回収できる仕組みが既に始まっています。これは空港に近い地域での試行的な取組ではありますが、今後はほかの都市へも波及していくことが確実と考えます。

こうした流れを踏まえ、まずは姫路市としてもS A Fに関する世界的な動きの認識、そして廃食用油の資源活用の可能性についてどのようにお考えでしょうか、ご所見をお願いいたします。

以上、私の1項目めの第1問を終わります。

○石堂大輔議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長

お答えいたします。

2024年6月に、経済産業省が2030年時点におけるS A Fの供給目標を、2019年度に日本国内で生産、供給されたジェット燃料の温室効果ガス排出量の5%相当以上とするとしており、S A Fの導入を促進するため、国土交通省と共同でS A F官民協議会を設立しております。

また、令和3年度における国内の事業者から排出される事業系の廃食用油は年間40万トンで、そのうち95%、38万トンがリサイクルされ、飼料等に活用される一方で、家庭から排出される家庭系廃食用油は年間10万トンで、そのうち9割の約9万トンが廃棄されております。

事業系の廃食用油につきましては多量に排出されるため回収コストが低く、有価での取引が進むことでリサイク

ルされておりますが、家庭系につきましては各家庭から排出される量も少なく、回収においてごみの排出場所が汚れるなどの課題があり、多くがリサイクルされておられません。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ご答弁ありがとうございます。

こうしたですね、世界的な動向や、あるいは日本国内での動きというのも既にあるという状況で、この姫路市としてもですね、今後特にこうした動きに注視が必要と考えています。

質問を続けます。

神戸空港や関西国際空港など近隣の空港においても、今後、S A Fの導入が進むとされています。

また一方で、精油企業であるコスモエネルギーが堺市において量産拠点を整備し、そのほかE N E O Sや太陽石油も取組を進めています。

本市として、こうした空港やあるいは精油企業との情報交換、協力体制が今後必要になると考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか、ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長

お答えします。

兵庫県内におきましては、令和6年6月に神戸市が、先ほど議員もおっしゃられました神戸空港を運営する関西エアポート神戸株式会社と、原料となる廃食用油回収の取組の拡大を目的とした神戸市の廃食用油回収促進に係る持続可能な社会の構築に向けた連携協定を締結されております。

また、本市におきましては、リサイクル課に対しまして事業者からの情報提供や回収に向けた協働提案をいただいておりますが、現時点で事業者と連携した具体的な事業スキームの検討には至っておりません。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

今後についてはですね、特にこうした事業者、あるいは精油企業との連携が必要になってくると考えています。

こうした連携の可能性についてはですね、今後について、ぜひ積極的にそうした話合いの場であったり研究のほうを進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

質問を続けます。

本市の学校給食からも日々相当量の廃食油が発生しています。全国ではこうした給食からの油を資源化し、S A Fとして活用する試みを既に始めているところもあります。

こうした学校給食からの油を利活用することで、安定的な原料の確保と、そして一方で環境教育という2つのメリットが成立すると考えます。

本市においても、こうした取組は現在あるでしょうか。

ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長

お答えします。

学校給食からの廃食用油の件でございますが、本市の学校給食室及び給食センターで発生する廃食用油は油を納入した業者が現在回収しております。

回収された廃食用油は家畜の飼料やバイオディーゼル燃料、あとS A F、石けん、洗剤などの原料として活用されております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8 番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

こうした学校給食からの油についてはですね、もうこうしたS A Fへの活用が実は既に始まっているということで認識しました。

これからもですね、こうしたS A Fに活用される、その割合がですね、今後も増えていくと考えますので、今後もぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。

そしてですね、残る取組として、家庭のほうから出る油についてもお聞きしていきます。

本市においても、過去に家庭からの廃食用油を回収しバイオディーゼル燃料に変換、そして本市のごみ収集車で利

用する取組が行われたとお聞きしました。

しかし、当時は地産地消型の事業だったということもあり、十分な成果につながらず継続が難しかったという経験があると伺っています。

一方で、現在のS A Fについては全国規模で供給する仕組みとなっており、国の方針やあるいは航空会社からの需要、あるいは精油企業の本格参入といった社会全体の後押しがあります。

姫路市として、より実効性のある仕組みにこれから挑戦していく、そうした時期が来ていると考えます。

本市として、より一層の研究や、あるいは検討を始めるべきと考えますが、この点についていかがでしょうか。

ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長

お答えします。

議員ご発言のとおり、本市におきましても市内の一部の地域で平成20年度から28年度まで、姫路市社会福祉事業団と姫路市連合婦人会などの協力を得て試験的に廃食用油の回収を実施していましたが、先ほども答弁させていただいたように、回収場所であるごみステーションの汚れやそれに伴う悪臭の影響で事業を終了いたしております。

また、市内の一部の事業者がバイオディーゼル燃料を精製していましたが、供給先の減少に加え、回収量の減少により廃食用油の精製コストが上昇し、現在、事業を終了しております。

しかしながら、廃食用油の回収及びリサイクルにつきましては、温室効果ガスの排出抑制やごみの減量に資する取組でございますので、他都市の状況や事例などを情報収集して、事業者との協議を進めながら、市民から協力・理解が得られるような回収体制も含め、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8 番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

先ほども申し上げたんですけれども、大阪市のほうのイオンモールのほうではこうした回収の取組も既に始まっているというところで、こうした民間企業を介しての回収

というのも、こうした可能性もあると考えています。こうしたものがどんどんこの兵庫県や、あるいは姫路市のほうまで広がってくるというところもあるかと思います。

もちろん行政主体として進めてもいただきたいですし、こうした民間企業との協力体制といったところも、こちらについても、ぜひぜひ今後の動きというのを注視していただきたいと願います。

今後、本市としても出遅れるということがないように、こうした検討や準備についてはお願いしたいと思います。このことを要望として申し上げまして、私の1項目めの質問を終わります。

次に2項目め、動物と共生するまち姫路の実現に向けた施設の整備と制度づくりについて伺います。

姫路市におきましても、近年、動物愛護に関する市民の意識が高まっており、施設の整備やあるいは地域との連携など、行政としての多くの取組が求められています。

姫路市として、これからは動物と共生するまちを目指していくべきと考え、以下伺っていきます。

まず、現在新たに整備が予定されている動物愛護施設につきましても、より市民に親しまれるように、その愛称を公募で決める予定と伺っています。

この取組は市民の関心を高めるという意味でも非常に意義があると考えます。ただし、この愛称を変更するだけではもちろん不十分であり、その施設が市民にとって本当に開かれた場所となるかどうか、実際の運営方針こそが問われていると感じます。

従来の単なる収容施設としての性質から抜け出し、市民団体と連携しながら譲渡会やイベントを頻繁に実施するなど市民交流の拠点として機能していく、あるいは市民の学びを促進するような多機能な施設を目指していくべきと考えます。

本市として、こうした施設の整備のことも含め、今後どのような姿勢で動物愛護行政に取り組んでいかれるのか。その基本的な方針について、ご所見をお伺いいたします。

○石堂大輔議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長

お答えいたします。

動物愛護行政に取り組む基本的な方針についてでございますが、現在、令和7年5月に設置した動物愛護管理に関するワーキンググループにおいて、新施設の機能及び愛称に

ついて協議しているところでございます。

今後は、ソフト面における動物愛護の普及啓発を目的として、市内動物愛護団体や動物愛護推進員等の協力の下、市民がともに参加できるイベント開催について意見を求めてまいります。

また、屋内運動場等を活用した犬猫の飼育方法の啓発や安心して譲渡できる施設づくりにより、市民啓発や交流の拠点としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

市民がともに参加していけるような、そうしたこの共生していくような姫路市、これをぜひ目指していただきたいと願います。

質問を続けます。

動物の譲渡を促進していくことや、あるいは今後のイベントなどの開催については、市民の方により親しみやすい形で情報発信していくことが重要と考えます。

例えば、明石市の動物愛護施設あかしっぽでは、専用のホームページを通じて非常に明るい雰囲気の中、譲渡動物の写真や情報が随時更新されており、市民がよりアクセスしやすい形となっております。

本市においても、姫路市の公式ホームページの中ではなく、専用の独立したホームページの開設が非常に有効であると考えます。

さらには、InstagramやエックスなどSNSの公式アカウントを開設・運用することで、若年層など幅広い層への情報発信力が高まると考えます。

今後のより親しみやすい情報発信への取組について、ご見解をお伺いいたします。

○石堂大輔議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長

現状といたしましては、市の公式ホームページにおいて犬猫の譲渡後の写真や譲渡後のご家族からのエピソード、これらを掲載した譲渡後しあわせエピソードのページを随時更新しながら、譲渡推進に向けた情報発信に努めております。

また、動物管理センターの窓口や各種イベントで配布している譲渡推進カードに掲載した二次元コードによりオンライン譲渡申請を可能にするなど、若年層をターゲットとした情報発信及びイベント告知の強化に努め、市民アクセスの向上を図っております。

今後、公式SNSの活用や独自のホームページの開設も含め、より親しみやすい情報発信の取組について、他都市の先進事例も参考に検討してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

特にホームページについてはですね、私もしあわせエピソードを拝見させていただいたんですけども、どうしてもホームページの階層の深いところに入っておりまして、表面的なところとしては、非常に文章がどうしても中心になってくるというところで、この堅いイメージになってしまっているということを感じます。

ここをですね、何とか専用のホームページで柔らかな雰囲気をつくり出して、写真やあるいはキャラクターを多用するなどして、より親しみやすい形を目指していただきたいと願います。

質問を続けます。

現在、姫路市の動物愛護行政の実施においては、兵庫県で制定している動物の愛護及び管理に関する条例や動物愛護管理推進計画を基本としているということをお聞きしています。

私もこうした県のほうの条例や計画については確認しましたけれども、こうした県の施策はどうしても兵庫県全体を対象とした内容となっております。地域ごとの実情や細かな課題には対応しきれない面があると感じております。

近年、他都市においては、こうした実情や課題に対して市の動物愛護条例を制定している事例があり、本市においても姫路市独自の条例について、これから議論を始めるべきと考えます。

例えばですが、こうした条例の中の項目としては以下のような案があります。1つ目、飼い主の責務の明確化。2つ目、地域猫活動の支援体制の整備。3つ目、動物愛護教育の推進。4つ目、市内の施設における対応基準の明確化。

まずはこうした条例の項目をですね、その必要性を議論するということ、そして条例について市民や他部局と話し合いを始めること自体が姫路市全体の意識を高めていくと考えます。

また、行政としての方向性を明確に示すことになり、動物と共生するまちとしてのブランドづくりにつながると考えます。

この姫路市独自の動物愛護条例の検討について、ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長

姫路市独自の動物愛護条例制定の検討についてですが、本市では動物の愛護及び管理に関する法律及び兵庫県動物愛護及び管理に関する条例に基づく兵庫県動物愛護管理推進計画に沿って、県内の他自治体とともに参画し運用していることから、現時点において本市独自の条例制定は考えておりません。

しかしながら、動物愛護よりもさらに進んだ動物との共生の考えに基づき条例を制定している自治体もあることから、今後、先進自治体の調査を進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

この条例、今すぐのところってというのは、もちろん難しいと思うんですけども、それでもこの条例としてですね、今やっていることや、あるいは運用の方針、そして現在あるようなルールを明文化していくというところ、ここは非常に意義があると考えています。

その中で、市民とそして他部局と話し合っていくというところ、ここはこの姫路市全体の意識を高めていくと考えています。引き続きよろしく願いいたします。

これにて、私の2項目めの質問を終わります。

次に3項目め、市民の健康を守る带状疱疹ワクチン接種助成の拡充についてお伺いいたします。

この件については多くの議員が過去にも質問していますが、私も市民の方から多くの声をいただいております。

重複いたしますが、改めてお伺いいたします。

本市の不活化ワクチンの自己負担は1回1万7,000円、2回で3万4,000円となっていますが、加古川市やたつの市、神戸市など近隣の都市においては、1回につき1万円程度、2回で2万円程度に抑えられています。この費用負担の重さが接種率を下げる要因になると考えます。

本市として、近隣並みの水準である1回1万円程度への軽減についてご検討をいただきたいと思います。

ご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監

お答えいたします。

带状疱疹ワクチン助成の現状と課題についてでございますが、個人の重症化予防を目的とした带状疱疹ワクチンは手技料相当を市から助成し、ワクチン相当額を自己負担としております。

また、非課税世帯は負担能力に配慮して自己負担額を半額にしており、県内の29の市のうち半数以上の自治体の自己負担よりも低くなっております。

接種を希望する方がワクチンの効果、安全性、自己負担額等を考慮し、ワクチンを選択できるよう情報提供に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

私自身でもですね、これまでの議会の中での議論もいろいろと聞かせていただきました。多くのこれまでの経緯や考察がこの姫路市でもあったということは理解しているんですけども、どうしてもですね、市民にとってみると、どうしても近隣の都市との違いが生じているというところ。加古川市は幾らなのに、姫路市には幾らなんだと、そういう違いというところ、ここはですね、どうしても敏感に反応してしまうところだということを考えます。

質問を続けていきます。

ここまでの話は、あくまで65歳以上の方に対する、国が定期接種として定めた内容となります。一方で、50歳から60歳の方は定期接種ではなく任意接種の制度となっております。

こちらは1回分のみ、そして4,000円の助成となっております、

また、今年度限り、つまり来年の3月までの実施見通しとなっています。

厚生労働省がまとめた国内データによりますと、50代から既に発症率が高まっているということが明らかです。このことを踏まえて、50歳から60歳を対象とした助成制度は今年度限りとせずに、来年度以降も継続していくということ、加えて助成額の引上げを検討すべきと考えます。

さらに、現在は1回分のみ助成となっておりますが、65歳以上と同様にせめて2回目までの助成対象にすべきと考えますが、この点について市のご見解をお伺いいたします。

○石堂大輔議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監

議員ご指摘のとおり、この50歳から60歳の接種は任意の接種でございます。そうしますと1回接種である生ワクチンとの公平性の観点から、組換えワクチンは兵庫県の助成制度と同様の1回限りの補助としております。

そして今般、带状疱疹の定期接種化が実現したことで、次年度以降、県の補助事業が終了した場合には、任意予防接種の情報提供に加え、带状疱疹にかかった時には早期に受診するなど、50歳から60歳の方も含めた疾病対策の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいたとおりで、50歳から60歳の方への助成については県のほうの補助制度というところがありまして、これがですね、1回のみ、現在のところですけども1回をみの助成、そして2,000円を補助するという仕組みとなっています。

本市の4,000円の助成というのも実質的には市が2,000円、県が2,000円と、この2分の1ずつの合算で運用されているというところなんです。

こうした県の制度自体がですね、今年度限りとなっているという状況も、これも一緒のところとなります。姫路市の助成制度というのは、こうした県からの補助制度に大きく左右されているという状況がうかがえます。

まずはですね、姫路市単独でのこの助成の拡充、これは

もちろん引き続きお願いしたいんですけども、一方で県に対して来年度以降の制度の継続、あるいは助成水準の底上げ、そして補助の回数を1回から2回へ引き上げるということ、こうしたことを求めていくということ、これも改善策の1つとなっていくと考えます。

県に対して意見書や要望を提出するなど、広域的な働きかけもぜひ検討していただきたいと思います。

この点についてご所見をお願いいたします。

○石堂大輔議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監

ご指摘のように、この50歳から60歳の助成制度につきましては、我々としては県への助成の継続、あるいは拡充の要望についてはぜひ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

どうしてもですね、他都市との違いというところ、ここを埋めてほしいという市民の声も多く届いております。引き続きよろしくお願いいたします。

1点なんですけれども、このワクチン、2種類ありまして、それぞれその特性があると。もともと不活化ワクチンについては、そもそもが筋肉注射で、全然性質が違うものということになると思います。副作用も全然その違いが出てくるという、そうした性質の違いっていうところですね、市民の方にもより分かりやすく示していくというのも重要なと思っています。

姫路市のホームページのほうがですね、効果の持続期間と、それから費用が少し強調されているような印象があります。これ、神戸市のホームページとかですと副作用とそれから筋肉注射という、そういう項目がずらっとこう一覧で出ておりまして、その一覧、リストを見ながらですね、どちらにするかっていうのを今度は医師の方に相談していくと、そういった印象を持ちました。

こうした形で他都市の状況もですね、参考にさせていただきながら、今後も引き続きよろしくお願いしたいと思います。

これを要望といたしまして、私の質問を終わります。

○石堂大輔議長

以上で、三浦充博議員の質疑・質問を終了します。